

同正却牟難開本倍々増殖せることゝ成りて
 見對論を重んずる結果、同日平ノ對四利夫の辨論を以て了
 の論争の如く六月二十四日川神林重難並論の如く投資及び會
 社の内心を察せざることを、遂に祖傳の難事警察署高第主
 事の如く、事難漸々々刻限外に入らざるに至り投資共益難
 難重の如く一難並業員の難代出入を禁じ專ら難代出入の
 大難一社の牟難直給の如く尙此の如く難を成るを恐る難事
 の如く難事難亦難員此等の難東管を出し、一試是れ難の如く
 難一の大難ノ文を難し出し難東を以て二十三日の午前
 而して二十日難聯合本倍常書置某牟難開事難代一乘難の
 人への如く成る。

二于階中、難内難業祖傳谷災共一帯の難亦ノ本倍の牟難
 言を難奏し、大難二社牟難開本倍上の難事を難し、尙難即書

法人 協同會 福岡出張所

法人 協同會 福岡出張所

十一、解決條件

- 1、労働時間は十時間以上稼働せしめざること
 尙坑内點檢場に至る迄の時間を含み十時間を越さしめざること
- 2、獨身合宿所の建設は現在會社に於て計劃中にして之が完成の上は食費三十錢とすること
- 3、從來ダイナマイト代（十五錢）は其の亂發を防止する爲稼働者半額負擔としてゐたが今後會社側は考慮すること
 安全燈代りにキャップライトを使用せしめ之が使用料は會社で負擔する様考慮すること。
- 4、醫師の雇入は目下會社で人物詮衡中にして適當の人物を得る筈に付諒解すること
- 5、争議参加者中四名を解雇すること